

新型コロナウイルス感染症に関する

県民の皆様へのお願い

「新しい生活様式」の実践や、感染拡大防止等の取組にご協力いただいている県民の皆様及び事業者の皆様に対して、改めて感謝申し上げます。

5月25日、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態の解除を宣言しました。

これを受け、新潟県では、県の専門家会議でのご助言も踏まえ、県内の感染状況や感染拡大リスク等について、継続的に評価を行いながら、外出の自粛等について、概ね3週間ごとに、段階的に緩和していくことといたします。

- 1 県をまたぐ移動については、今月中は全ての県との間の不要不急の移動を厳に控えていただくよう、また、6月1日以降は、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との間の移動に限り、慎重に判断されるようお願いいたします。

6月19日以降は、県をまたぐ移動にかかる制約はいたしません。

- 2 これまでクラスターが発生しているような施設への外出については、極力慎重に判断されるようお願いしてきましたが、6月1日以降は、業種別ガイドライン等感染防止策の状況等に応じ、段階的に緩和していきます。

次に、本県の専門家会議からの提言を踏まえ、再度の感染拡大に備え、感染状況を継続してモニタリングするため、新たに、疫学的な指標として「①新規感染者数」「②感染経路不明者数」、医療体制の指標として「③入院病床利用者数」「④重症者数」を設定いたしました。この指標が一定数を超えた場合の対策として、段階的に「注意報」や「警報」を発することにより、県民の皆様には、感染状況に応じた適切な注意喚起等を行います。県民の皆様には、この指標の動きに関心を持っていただき、万が一、警報が発令された場合には、自粛等にご協力くださるようお願いいたします。

今後も、新型コロナウイルス感染症とは長丁場の付き合いになりますが、県民一丸となって、この難局を乗り越えてまいりましょう。

令和2年5月27日

新潟県知事 花角 英世